

仕様書

1 件名

帯広防衛支局（7）施設発生物品売払（鉄くず等）

2 概要

次項の保管場所に保管されている施設発生物品（以下「物品」という。）の買取り。
（買主が、車両等を用い、令和8年3月31日までに、保管場所から物品を搬出するもの。）

3 保管場所、物品の品目及び数量等

別紙のとおり。

4 物品の買取代金の支払い

- (1) 買主は、契約成立後、帯広防衛支局が発行する納入告知書により期限内に売買代金を指定する場所（日本銀行本店、支店、代理店及び歳入代理店）に一括納入しなければならない。
- (2) 売買代金の延納及び分納は認めない。
- (3) 物品の所有権は、買主が売買代金を納付したときに買主に移転する。移転した場合には、買主に対し、引渡証書を交付する。

5 物品の搬出等に必要の手続、費用

- (1) 物品の引取に必要な費用は、すべて買主の負担とする。
- (2) 関係法令に基づく必要な届出書類の手続は、買主が行い、関係官庁等の指示に従うこと。

6 物品の引渡等

- (1) 物品の引渡しは、現状のまま、上記3の保管場所にて行う。
- (2) 買主は、物品を保管場所から搬出するに先立ち、搬出日時等を契約担当官及び保管場所の部隊の担当者（以下、「部隊担当者」という。）と調整し、搬出日程表（様式自由）を作成の上、契約担当官に提出すること。
- (3) 買主は、引渡証書を部隊担当者に提示し、立会を得て、物品を搬出すること。
- (4) 買主は、保管場所内においては指定された経路を使用して物品を搬出すること。
なお、使用した経路の補修が必要となった際には、別途協議するものとする。
- (5) 保管場所には、搬出予定物品以外の資材等が保管されている場合があるため、物品以外の資材等を搬出しないように注意すること。

- (6) 搬出、搬出に係る解体等に当たっては事故及び災害防止に留意し、必要な予防措置を講ずるとともに、事故又は災害発生の場合は、すべて買主の責任において処理、原状回復すること。また、事故又は災害が発生したときは、直ちに契約担当官及び部隊担当者に連絡すること。
- (7) 買主は、物品の搬出が完了したときは、部隊担当者の確認を受けたのち契約担当官に別記様式1の作業完了届を提出するものとする。その後、物品の全部又は一部が残っていることが判明した場合には、契約担当官の指示に従い、買主は残存物品を搬出すること。
- (8) 各保管場所において物品を搬出するに当たり、搬出前及び搬出後の写真を撮影し、当該写真に撮影日時等を付し、ファイルに整理の上、契約担当官に1冊提出すること。
なお、写真を撮影する際は、自衛隊施設及び設備が映らないよう撮影するものとし、撮影した写真は全て契約担当官及び部隊担当者の確認を受けること。
- (9) 買主は、買受けた施設発生物品等を再生処理のため分別する際に発生した産業廃棄物を処分するに当たっては、排出事業者としての責任を負うとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令で定める規定に基づき、適正に処分することとする。

7 入門手続について

物品の搬出に際しては、自衛隊施設に立ち入る必要がある。

事前に、部隊担当者と調整を行い、当該施設を管理する部隊等の規則等に基づき関係書類を提出のうえ、立入許可を受けた後に当該施設に立ち入るものとする。

8 ダンプ及びトラック等による過積載等の防止について

- (1) 物品等の積載超過のないようにすること。
- (2) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプ及びトラック等が、保管場所に入出入りすることのないようにすること。
- (3) 物品の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車両に限って使用すること。

9 その他

この仕様書に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

帯広防衛支局（7）施設発生物品売払（鉄くず等）保管場所別施設発生物品の品目及び数量

単位：kg

保管場所	売払重量	鉄くず	鉄くず 等級別内訳数量					ステン屑	銅線（被覆を含む）		銅屑	アルミ 込みガラ	鋳鉄屑	油入変圧器
			H 1	H 2	H 3	H 4	級外		電線	通信線				
陸上自衛隊足寄分屯地（足寄郡足寄町）	2,575	2,575					2,575							
陸上自衛隊帯広駐屯地（帯広市）	2,314	1,774			261	148	1,365		27				513	
陸上自衛隊釧路駐屯地（釧路郡釧路町）	2,069	562		308	125	10	119		34				1,473	
陸上自衛隊別海駐屯地（野付郡別海町）	29,447	26,526	3,620	6,373	967		15,566	2,332	195	29		99	266	
航空自衛隊網走分屯基地（網走市）	18,449	17,637	2,920	11,320			3,397	55		34		425		298
航空自衛隊根室分屯基地東基地（根室市）	493,033	487,009					487,009		4,294		170			1,560
計	547,886	536,083	6,540	18,001	1,353	158	510,031	2,387	4,550	63	170	524	2,252	1,858

※数字は四捨五入によっているので計と符号しないことがある。

【工事件名】

保管場所：足寄分屯地

- ・足寄(5)隊舎照明器具更新電気工事

保管場所：帯広駐屯地

- ・足寄(3補)照明器具更新電気工事
- ・帯広(3)保管庫新設建築その他工事
- ・帯広(3)保管庫新設建築その他追加工事
- ・帯広(3)保管庫新設電気その他工事
- ・帯広労基21照明設備改修工事

保管場所：釧路駐屯地

- ・釧路(2)体育館新設建築その他工事
- ・釧路(2)体育館新設機械工事
- ・釧路(2)体育館新設建築その他追加工事
- ・釧路(2)体育館新設電気その他工事
- ・釧路(5)構内道路等整備工事

保管場所：別海駐屯地

- ・令和4年度白別演習場内電気設備補修業務
- ・美幌外(2)電源室新設電気その他工事
- ・別海(2)ボイラー換装機械その他工事
- ・計根別(5)樹木伐採等工事

保管場所：網走分屯基地

- ・標津外(30補)宿舎改修等建築その他工事(網走地区)
- ・網走(元)鉄塔新設等建築その他工事
- ・根室(4)東基地局舎改修等機械工事(網走地区)
- ・網走(5)火薬庫新設等土木その他工事

保管場所：根室分屯基地東基地

- ・根室(4)東基地局舎整備土木工事
- ・根室(4)東基地局舎改修等電気その他工事
- ・根室(4)東基地局舎改修等建築その他工事
- ・根室(4)東基地局舎改修等機械工事

作業完了届

令和 年 月 日

契約担当官

帯広防衛支局長

山口 淳一 殿

契約者 住 所
会 社 名
代表者氏名

担当者

件 名：帯広防衛支局（7）施設発生物品売払（鉄くず等）

搬出した保管場所：〇〇自衛隊〇〇〇〇

上記件名に係る物品の保管場所からの搬出は、令和 年 月 日をもって完了しましたので届出します。